

浜田林業部トピックス(11月号)

TOPICS 1

一貫作業研修を開催しました

11月20日(水)に江津市内で、伐採者と造林者等を対象に、再造林の低コスト化の取組の一つである一貫作業をテーマに研修会を開催しました。

伐採者と造林者が連携し一貫作業を行うことで、再造林の低コスト化が期待できます。

午前中は座学を行い、「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」の解説、地拵え用レーキ等の事例紹介を行いました。その後、参加者同士でグループに分かれ、一貫作業の取組状況、課題・改善点等について意見交換を行いました。

午後からは事例紹介した地拵え用レーキの現地見学を実施しました。レーキの構造や特徴について実機を用いて説明を行った後、レーキを用いた機械地拵え作業の見学・操作体験をしました。

研修後のアンケートでは『他事業体の事例が参考になった』『意見交換が有意義だった』『レーキを使ってみたい』等の感想がありました。

今回の研修が伐採者と造林者との連携強化に繋がり、円滑な一貫作業が行われることを期待しています。

〔研修会風景〕



ガイドラインの解説・事例紹介



意見交換会



地拵え用レーキの説明



機械地拵えの見学

浜田高等学校が農林大学校林業科を見学！ 浜田水産高等学校が植樹体験！

【浜田高等学校】

11月14日（木）に浜田高等学校（定時制）の2年生12名が飯南町にある島根県立農林大学校 飯南キャンパスの見学を行いました。初めに県職員から島根県の森林、林業、農林大学校の説明を受けたのち、農林大学校林業科の学生と意見交換をしたり、丸太切りや高性能林業機械の操作を体験しました。参加した生徒から「林業機械の操作は難しいが楽しかった。」、「農林大学生から色々な話を聞くことができた。進路の参考にしたい。」等の感想が挙がり、林業等への関心が高まったことがうかがえました。



農林大学生との意見交換



高性能林業機械操作体験

【浜田水産高等学校】

11月14日（木）に浜田水産高校の3年生25名が、11月20日（水）には同校1年生23名が浜田市内にある柿木山国有林において植樹体験を行いました。こちらも初めに県職員から島根県の森林、林業、農林大学校の説明を受けたのち、樹冠ネットワーク（※）の皆さんや国有林の森林官の指導の下、ヤマザクラの植樹や丸太切りを体験しました。海での活動には慣れている生徒も山では勝手が違うようで、始めは道具の扱いに四苦八苦していましたが、慣れてくると友人同士で協力しながら、楽しそうに作業をしていました。

（※）樹冠ネットワーク

森と上手に付き合ってきた昔の日本人の智慧をもう一度学び、暮らしを見つめなおす運動をしているグループ。島根県西部・江の川流域を中心に活動し、2013年以降は子供や地域住民に森林教室を開催。（ポータルサイト 島根いきいき広場より抜粋）



丸太切り体験



ヤマザクラ植樹

今後も林業学習を継続して行い、県内の高校生が森林や木材に親しむ機会をすることで、林業への関心が深まり、ひいては将来の職業選択において、林業が選択肢の一つとなることを期待しています。

【林業に魅力を感じて石央森林組合へ】

スペイン出身のセンテノ・ホアン・カルロスさん(54歳)は、9月下旬から石央森林組合の現場作業従事者として勤務されています。カルロスさんは、奥様のご実家がある江津市に近い浜田市にお住まいで、地元町内会の竹林整備活動に参加されたことがきっかけで林業に興味を持たれたそうです。ご近所の方の紹介で、石央森林組合に就職されましたが、いつも明るく、ユーモアのあるカルロスさんは、すぐに森林組合の人気者になりました。

【チェーンソー作業について学ぶ】

石央森林組合から当センターに対して「近々、カルロスさんにチェーンソー作業の講習(※伐木等の業務に係る特別教育)を受講してもらう予定だが、まだ、十分に日本語ができないので、事前に指導してほしい。」との依頼がありました。

このため、11月5日(火)の午後、石央森林組合を訪問して、チェーンソーの各部の名称、メンテナンス、エンジンの始動方法などについて説明するとともに、ソーチェンの目立てや丸太を使ったチェーンソーワークなどを実習してもらいました。

カルロスさんは、チェーンソーの構造や伐木のメカニズムなどについて、非常に理解が早く、感心するほどでしたが、実技となるとやはり簡単ではないようで、「チェーンソー作業はアートのように繊細で難しい。もっと練習が必要だ。」とおっしゃっていました。

カルロスさんは、よく冗談を言って周囲の人を笑わせる明るい人柄であるだけでなく、仕事に対しては真面目で熱心な方だという印象を持ちました。しっかり練習をされて、早く立派な「林業マン」として現場でご活躍されることを期待します。

※伐木等の業務に係る特別教育

事業者は、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが労働安全衛生規則等で義務付けられています。この「伐木等の業務に係る特別教育」は、外部事業者が主催する講習に従業員を参加させることが一般的です。



カルロスさんを囲んで

左から石央森林組合の前田さん、蔵野さん、カルロスさん(中央)、当センター職員



丸太の玉切りの練習

写真提供：石央森林組合